

小樽市銭函保育所における紙おむつ等定額利用サービス事業 仕様書

1 事業の名称

小樽市銭函保育所における紙おむつ等定額利用サービス事業

2 事業の目的

小樽市（以下「市」という。）が設置する公立保育所のうち、小樽市銭函保育所（以下単に「銭函保育所」という。）で使用する紙おむつ及びおしりふき（以下「紙おむつ等」という。）を月額の設定額で利用できる「紙おむつ等定額利用サービス」（以下「サービス」という。）を試行導入し、銭函保育所に入所している児童（以下単に「児童」という。）を預ける際に紙おむつ等を持参する保護者及びそれらを児童ごとに管理する保育士の負担軽減を図る。

3 事業実施期間

- (1) 準備期間 覚書締結の日から令和9年3月31日まで
- (2) 無償期間 令和9年4月1日から令和9年4月30日まで
- (3) 実施期間 令和9年5月1日から令和10年3月31日まで

※ 上記(2)に掲げる「無償期間」とは、保護者がサービスを試すために、希望する保護者に無償でサービスを提供する期間とする。なお、無償期間の提案内容が1か月を超える場合の実施期間の開始日は、当該提案された無償期間の末日の翌日とする。

※ 上記(3)について、保護者の利用状況や保育士等の負担軽減状況等を勘案し、実施期間満了前に利用を終了する場合がある。

4 事業に関する業務の内容

(1) サービスの利用に関する契約

ア サービスの利用を希望する児童の保護者は、直接事業者へ申込みを行い、事業者と直接契約を行うものとする。

なお、サービスの利用は、各保護者の任意とし、1月単位で利用及び解約ができ、同一年度内であっても解約後に再度の契約ができるものとする。

イ サービスの利用に関する契約は、児童1人につき1契約とする。

ウ サービスは、月額の設定額とし、紙おむつのサイズ及びタイプに応じた料金設定は、行わないこととする。

なお、市及び銭函保育所は、契約当事者となることはなく、契約の締結、解除、解約及び利用料金の徴収等には一切関与しないが、サービスの利用に関する契約の内容は、市と事業者が別途締結する覚書及び本仕様書の内容に反しないものでなければならない。

エ サービスの利用に関する契約を締結した保護者（以下「契約者」という。）が、自らの意思に基づいて自由に契約の解除ができるようにすること。

また、契約者との契約締結時に契約の終了に係る手続き方法、申出期限等

の必要な事項について契約者に示すこと。

(2) 契約者からの利用料金の徴収等

ア 契約者からの利用料金の徴収及び契約者への利用料金の還付は、事業者が直接契約者で行うこととし、いかなる理由があっても、納付手続き及びその補助を、市職員に求めないこと。

イ おむつ等の発注・納品等に係る費用については、サービス料金に含まれるものとし、市は当該サービス利用に係る費用を一切負担しないものとする。

(3) 紙おむつ等の規格

ア 紙おむつ等は、日本国内で広く認知された日本国内の一般流通品とする。

イ 紙おむつは、利用する園児の年齢や体格等に応じて必要なサイズ（S、M、L、BIG等）及びタイプ（テープ及びパンツ）を取り扱うこととし、原則同一メーカー製品・同一銘柄を提供すること。

ウ おしりふきはアルコールを含まないものとする。

エ サービスに係る紙おむつ等は新品とする。また、不良品への対応については、追加料金等なく代替品を納品するものとする。

※ 既存の一般流通品の一部仕様（パッケージやデザイン等）を変更した紙おむつやおしりふきについては、「一般流通品」と同等とみなし、使用を認める。

※ おむつの「銘柄」は、メーカーが展開する各部ブランドの名称を指す。ただし、同一ブランドであっても、価格帯が異なる上位・下位モデル（例：〇〇プラス、〇〇プレミアム等）は、別の銘柄として取り扱う。

(4) 紙おむつ等の発注

発注は、契約者ではなく銭函保育所職員が実施することを標準とする。

(5) 紙おむつ等の納品・提供

ア 概ね2週間に1回以上の頻度で納品できること。

イ 事業者は、銭函保育所からの発注を受けて、サービスに係る紙おむつ等を当該銭函保育所に直接納品すること。なお、発注から納品要する日数は、おおむね5日以内とする。

ウ 事業者は、契約者の児童に対し、銭函保育所で使用する紙おむつ等について数量の上限を設けず提供を行うこと。

(6) 問合せ対応等

ア 事業者は、サービスに関する保護者や銭函保育所からの問合せについて、適切に対応できるよう、専用の相談窓口等を設置し、保護者及び職員に明示すること。

イ サービスに関する苦情や要望には誠実に対応するものとし、提供される紙おむつ等の使用に伴う苦情（肌荒れ等健康被害に関するものを含む。）についても同様とする。

(7) 銭函保育所及び保護者への周知

事業者は、サービスを円滑に導入できるよう、令和9年3月下旬までに銭函保育所の職員等への説明会を実施するとともに、銭函保育所向けの説明資料及びマニュアル、保護者向けの説明資料及び利用申込案内等を作成すること。

5 特記事項

- (1) 銭函保育所におけるサービスの試行導入に当たり、保護者に費用負担なく体験してもらうとともに、保育士側の運用フローの確認を行うため、保護者が無償でサービスを利用できる無償期間を1か月以上設けること。
無償期間の終了に際して事業者は保護者に対して十分にサービス継続の意向を確認するとともに、解約を希望する者に対しては必要な手順を丁寧に説明するなど、保護者からの苦情等現場保育士に負担が生じないよう留意すること。
- (2) サービス提供期間中の新規入所児童の保護者に対しても、前項の無償期間を1か月以上設けること。ただし、前項の無償期間の申込者及び利用者、又は再契約を行う者は除く。
- (3) 下記のいずれかに該当する場合、市はサービスの利用を終了することができるものとする。この場合において、市は、事業の終了により事業者が発生する損害及び事業の継続により事業者が得られる利益を補償しないものとする。
 - ア 本仕様書又は事業者からの提案内容若しくは市と締結した覚書の内容と、実際のサービス内容に著しい乖離があった場合
 - イ 加入率が著しく低い場合
 - ウ 保護者又は職員からサービス内容に関する苦情を再三に渡って受けたにも関わらず、改善が見られない場合
 - エ 保護者及び職員への満足度調査の結果が極めて不十分であった場合。
- (4) 銭函保育所での契約者が1名のみであっても、サービスを提供すること。
- (5) 事業者は、契約者情報に変更が生じた際は直ちに銭函保育所へ通知又は同保育所が最新の契約者情報をウェブサイト等から即時に確認できるようにすること。
- (6) 使用後の紙おむつは銭函保育所が処分する。

6 その他

- (1) 銭函保育所の住所、入所児童数は以下のとおり。

銭函保育所入所児童数（令和8年8月1日現在）

所在地	入所児童数
小樽市銭函2丁目23番13号	71名（33名）

※括弧内は0～2歳児クラスの入所児童数

- (2) 事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守するとともに、個人情報保護に関する方針を定めて契約者に明示すること。

- (3) 個人情報の管理を適切に行い、万が一個人情報等の漏えいが生じた場合には、直ちに対象者、漏えいした可能性のある情報の内容、想定される影響を市に報告し、及び速やかに対応策を講じるとともに、原因及び改善策を速やかに報告すること。

1 か月以内に原因の特定及び改善策を講じることができない場合は、その時点までに判明している情報を1 か月以内に報告するとともに、原因の特定及び改善策を講じるまでの間、毎月報告を行うこと。

- (4) サービスを原因として事業者と保護者との間でトラブルが生じた場合については、事業者の責任において解決するものとし、市に仲裁や責任を求めないこと。
- (5) サービスの提供に当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、事業者が負担すること。
- (6) サービスの提供開始後に、利用料金等サービスの要素となる事項に変更が生じる場合は、事前に市と協議の上、6 か月以上の期間をもって契約者に通知すること。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて市と事業者が協議して定めること。